

① 成年後見制度の現状と課題

政府は、成年後見制度利用促進基本計画を基に、制度の運用改善や環境整備を進めているが、小規模町村などは未だ十分ではないことが指摘されている。本稿では、成年後見制度の利用の現状、利用促進の取組等を解説。また、不正の現状や今後の課題を読み解く。

1. 成年後見制度の利用
推移

令和三年一月から二月までの成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始および任意後見監督人選任事件)の申立件数は、合計で三万九八〇九件(前年は三万七二三五件)であり、対前年比約六・九%の増加となつています。

事件類型別にみると、後見開始が二万八〇五二件、保佐開始が八一七八件、補助開始が二七

九五件、任意後見監督人選任が七八四件です。

また、成年後見制度の利用者数も事件類型を問わず増加傾向にあり、平成二十七年一二月末時点で一九万一三三五人であった利用者数は、令和三年一二月末日時点で二三万九三三三人にまで増加しています。

こちらも事件類型別にみると、成年後見が一七万七二四四人、保佐が四万六二〇〇人、補助が一万三三八二六人、任意後見が二六六三人となっています

(最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 令和三年一月～二月」)(図表1・2)。
もっとも、わが国における六五歳以上の高齢者の認知症有病率が推定で一六・七%、人口にして約六〇二万人となっていることに鑑みれば(注1)、本来成年後見制度による支援を受けるべき高齢者が十分に制度を利用できていないとは未だ言い難い状況にあります(注2)。

(注1) 二宮利治「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に

関する研究」(平成二六年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業)
(注2) 成年後見制度の対象には、認知症高齢者のみならず、障害等により判断能力が十分でない人も含まれるところ、多くの障害者が後見制度を利用してきていない点は高齢者と同様である。



堂島法律事務所
弁護士 松尾 洋輔

2006年弁護士登録(大阪弁護士会)。堂島法律事務所パートナー。高齢者問題全般を専門としており、後見事案の取扱多数。近畿弁護士連合会 高齢者・障害者の権利に関する連絡協議会座長(2022年5月現在)。

【図表1】成年後見関係事件の申立件数

	令和3年 1月～12月	令和2年 1月～12月	前年比
合計	39,809件	37,235件	約6.9%増
後見開始	28,052件	26,367件	約6.4%増
保佐開始	8,178件	7,530件	約8.6%増
補助開始	2,795件	2,600件	約7.5%増
任意後見監督人選任	784件	738件	約6.2%増

【図表2】成年後見制度の利用者数

	令和3年 1月～12月	令和2年 1月～12月	前年比
合計	239,933人	232,287人	約3.3%増
成年後見	177,244人	174,680人	約1.5%増
保佐	46,200人	42,569人	約8.5%増
補助	13,826人	12,383人	約11.7%増
任意後見	2,663人	2,655人	約0.3%増

(出所) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況令和3年1月～12月」より作成

③については、背景を含めて次項に取り上げます。

保などが目標とされました。

や、後見人の担い手の十分な確保などの掘り起こしを進めること、後見人の担い手の十分な確保などが目標とされました。

また、②に関しては、各地域に利用促進のハブとなる「中核機関」を設置し、制度利用ニーズの掘り起こしを進めること、後見人の担い手の十分な確保などが目標とされました。

同年以降、裁判所が後見人等に対する監督を強化するとともに、一定額を超える本人の流動資産を信託銀行等の信託財産として管理させる後見制度支援信託制度(注3)の利用が進んだことにより、不正事案は急激に減少し、令和三年の不正報告件数は一六九件(うち専門職後見人九件)、被害額は約五億三〇〇万円(うち専門職後見人約

2. 利用促進のための取り組み

(1) 成年後見利用促進法の制定

前述のような状況に鑑み、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下、「利用促進法」という)が制定され、平成二八年五月一三日に施行されています。

同法では、利用促進を実現するため、国において、基本方針

その他の基本となる事項を定めることとされており、これを受け、平成二九年三月二四日に第一期成年後見制度利用促進基本計画(平成二九年度)令和三年度。以下、「第一期計画」という)が閣議決定されました。

(2) 第一期計画の概要

第一期計画では、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさ

の調和等が施策の目標として掲げられました。

①に関しては、成年後見制度の財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り、権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視すること、そのために裁判所が本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することや、利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、保佐・補助類型の活用を進めることや利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度の利用促進を図ることなどが目標として掲げられています。

3. 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

(1) 後見制度支援預貯金の誕生

後見人等による不正事案は、平成二六年にピークを迎え、同年の不正報告件数は八三一件(うち専門職後見人二二件)、被害額は約五六億七〇〇万円(うち専門職後見人約五億六〇〇〇万円)に達しました。本人の財産を保護し、権利擁護を図る成年後見制度の本旨からすれば、およそ看過できない事態です。

② 成年後見制度の基礎知識

さらなる高齢化の進行により、判断能力に疑いのある高齢者との取引が益々増えていくと予想される今、成年後見制度の理解を深める必要がある。本稿では、成年後見制度の基礎知識を改めて整理し、制度の活用を検討すべきケースや利用にあたっての留意点等を紹介する。

1. はじめに

内閣府公表の「令和三年版高齢社会白書」によれば、わが国の総人口は、令和二（二〇二〇）年一〇月一日現在で一億二五七一人であり、六五歳以上人口は三六一九万人となっており、人口の割合（高齢化率）は二八・八％であり、四人に一人を超える人が高齢者となります。

令和四七（二〇六五）年には、約二・六人に一人が六五歳以上、

約三・九人に一人が七五歳以上となることが見込まれており、高齢者の方と取引を行う機会はこれからも増えていくものと考えられます。

このような社会的な背景を踏まえると、判断能力の低下した方との取引を行う際にあたって重要な制度となる「成年後見制度」の概要を把握しておくことが有用かつ必要になると思われることから、本稿では成年後見制度（そのうちの法定後見制度）の基本的な部分について紹介し

ていきます。

なお、本中意見にわたる部分は、筆者の私見であることを予めお断りいたします。

2. 制度の解説

(1) 成年後見制度の概要

成年後見制度とは、認知症等の症状によって判断能力が十分な状態となり、例えば不動産や預貯金などの財産の管理や様々な契約の締結、遺産分割協議等を自ら行うことが困難とな

った場合において、本人を支援するための民法上の制度です。

成年後見制度として民法上、①後見、②保佐、③補助の三つの制度（法定後見制度）があり、保護を必要とする本人の判断能力の状況（精神上の障害の程度）に応じて、いずれの類型の制度が用いられるかが判断されることとなります。

また、民法上の法定後見制度と異なり、本人が十分な判断能力を有する時に予め任意後見人となる方や、将来その方に委任

稲葉総合法律事務所
弁護士 及部 裕輝

2008年東京大学文学部卒業、2010年東京大学法科大学院修了、株式会社三井住友銀行法務部勤務を経て、2018年稲葉総合法律事務所に参加。

<p>後見 判断能力が常に欠けている（重度） 保護する人：成年後見人／保護される人：成年被後見人</p>	<p>法定後見 判断力が低下した人を保護する人を家庭裁判所が選任</p>
<p>保佐 判断能力が著しく不十分（中度） 保護する人：保佐人／保護される人：被保佐人</p>	<p>任意後見 判断力があるうちに契約を結ぶ</p>
<p>補助 判断能力が不十分（軽度） 保護する人：補助人／保護される人：被補助人</p>	

※同意（取消）権や代理権の範囲が異なる。

する事務の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分となった後に、任意後見人がこれらの事務を行う「任意後見制度」もありません。任意後見制度が、法定後見制度と異なる点として、本人自身が任意後見人となる方や任意後見人の権能を決定することができると挙げられます。本稿では、成年後見制度のうち、法定後見制度を取り上げます。

(2) 後見

① 対象者

後見とは、「精神上的の障害により事理を弁識する能力（事理弁識能力）を欠く常況にある者」について、家庭裁判所が、本人、配偶者、四親等内の親族、検察官等の請求により、後見開始の審判をすることによって開始します（民法七条、八三八条二号）。この「精神上的の障害」とは、認知症、知的障害、あるいは精神障害などを指します（注1）。

また、精神上的の障害があるだけでは直ちに後見の要件を満たさず、本人が「事理弁識能力」を「欠く常況にある」ことが必要となります。この「事理弁識能力」とは、物事の意味あるいは自らの行為の意味を理解する精神的能力をいい、すなわち自らの法律行為（契約等）を適切に行うための判断能力をいいます。後見制度は、この事理弁識能力を「欠く常況にある」場合（なお、ときどき普通の精神状態に戻ることがあっても、大体において事理弁識能力を喪失した状態にある場合も含む（注2））に用いられる制度です。すなわち、成年後見制度の三つの類型の中でも、本人の事理弁識能力（判断能力）が最も深刻な状況にある場合に利用される制度となります。

② 成年後見人の選任および権限
このような者（本人）に対し、家庭裁判所により後見開始の審判がなされた場合には、「成年後見人」が選任され、後見開始の審判を受けた本人（すなわち、後見により支援を受ける本人）を「成年被後見人」といいます。

家庭裁判所は、後見開始の審判の申立てを受け、「成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情」を考慮して成年後見人を選任することになります（民法八四三条四項）。

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務を行うこととなります（同法八五八条）。その職務にあたって、成年後見人は、成年被後見人の「財産に関する法律行為について被後見人を代表する」（同法八五九条）と定められ、財産に関する法律行為全般について、包括的な代理権が付与されています。

また、成年後見人は、成年被後見人が行った法律行為（すな

3 Q&Aで確認する 貯金窓口対応

成年後見制度を利用した取引においては、制度の仕組みを十分に理解するだけでなく、組合員にわかりやすく説明できることが必須である。本稿では、制度のメリット・デメリットなどをわかりやすくまとめるとともに、実務における留意点等を具体的な事例を基に解説する。

営業店においては、高齢者から次のような申し出を受けることが増加しているものと思えます。

- ・通帳、キャッシュカード、印鑑の紛失に伴う手続きの依頼を何度も繰り返し返す。

- ・貯金の解約や払戻しを行ったことを忘れてしまい、JAに対して抗議したり現状の回復や再度の払戻しを求めらる。

- ・何度も同じ説明を求められ、説明しても納得されない。
- ・契約している定期貯金の内容

を確認したい、印鑑届を見た

い。さらに、次のような事案が発生し、その対応に苦慮されることも多いでしょう。

- ・成年後見人から多額の貯金の払戻しを依頼された。
- ・成年後見人から頻繁に貯金の払戻しを依頼される。
- ・成年被後見人と知らずに貯金の払戻しにに応じてしまった。
- ・代理権のない保佐人から貯金の払戻しを依頼された。

そこで、本稿では、JAから

成年後見制度の利用を勧めたい場合や、貯金者のご家族から成年後見制度の説明を求められた場合に、適切な対応が行えるよう制度の正しい知識を習得するとともに、成年後見制度に係る事例を取り上げ、事例に対する望ましい対応と留意点についてQ&Aで解説します。

行政書士福田法務事務所
代表 福田 秀喜



「金融」を専門領域としたリーガルサポートを提供することで、金融機関、金融商品取引業のコンプライアンス経営を支援する。金融機関での実体験に基づき、法務知識の向上の支援などコンプライアンスサポートを専門分野として活動中。

父が認知症ぎみという遠方に住む息子からの相談

貯金者Aさんの息子Bさんが来店し、「独居の父Aは、最近認知症の傾向がみられ、貯金の払戻しに自分で貴店の窓口に行けなくなってきました。私Bは、遠方に居住しており、月に数回は父の様子を見て帰って来ている。何かよい方法はないだろうか」と相談を受けました。どのように対応すればよいでしょうか？

A1

貯金者Aさんの取引について、Bさんによる代理人取引を提案します。また、社会福祉協議会が行う「日常生活自立支援事業」、成年後見制度である「法定後見制度」「任意後見制度」の利用を提案します。

解説

1. 代理人取引

本事例においては、貯金者本人の口座から貯金の払戻しが必要な都度「委任状」の提出を受けて対応する方法があります。

また、貯金者本人の家族等による代理人取引を検討することもある有用な策であるといえます。ただし、この代理人取引は、民法上の「任意代理」として、貯金者本人の代理権授与行為により、貯金者本人の家族等に代理権が発生することから、代理人取引を行うにあたっては、貯金者本人に判断能力があることが前提となることに留意する必要があります。

2. 日常生活自立支援事業

(1) 日常生活自立支援事業とは

有料のサービスですが、都道府県に設置されている社会福祉協議会が実施主体となる「日常生活自立支援事業」の利用を検討することも有用な策であるといえます。

本事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方で、自らの判断で適切に福祉サービスを選択したり、契約して利用することが難しい場合に、福祉サービスの利用手続の援助や代行、それに伴う利用料の支払い、日常的な金銭管理、印鑑や通帳の管理をお手伝いするという制度です。各地域の社会福祉協議会の職員である「専門員」、主に地域住民の中から研修等を受けた市民が従事する「生活支援員」が相談からサービスの提供まで行います。

(2) 利用の留意点

本事業の利用を検討するにあたっての留意点は、本事業は、前述した代理人取引と同様に、民法上の「任意代理」として、貯金者本人の代理権授与行為により、社会福祉協議会に代理権が発生し、貯金者本人を社会福祉協議会が援助する仕組みであることから、貯金者本人には、自分がどのような福祉サービスを受けられるのかというサービス内容を理解し、サービスを利用することで利用料を支払う必要があることを理解できる判断能力があることが前提となります。

利用希望者の判断能力に疑義がある場合には、本人の了解を得たうえで、都道府県（政令指定都市を含む）の社会福祉協議会に設置された「契約締結審査会」に諮り、その審査結果を踏まえ、利用可否が判断されます。

3. 法定後見制度

日常生活自立支援事業の利用可否の判断の結果、本人の判断

能力に問題がある場合には、「法定後見制度」の利用を検討することになります。

本制度は、本人の判断能力が不十分な状態にある場合に、本人または配偶者、四親等内の親族、市区町村長等の申立てによって、家庭裁判所が適任と認められる人を本人の支援者（成年後見人・保佐人・補助人）に選任する制度です。

4. 任意後見制度

「日常生活自立支援事業」は、利用者が地域で自立した生活を続けていくため、福祉サービスの利用援助やその援助に付随した日常的な金銭管理等を行うのに対し、「法定後見制度」は、本人の財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般を行うという点で両者に違いがあります。

成年後見制度には、「任意後見制度」という制度もあります。本制度は、まだしっかりと自分で判断ができるうちに、自分の判断能力が衰えてきた時に備え